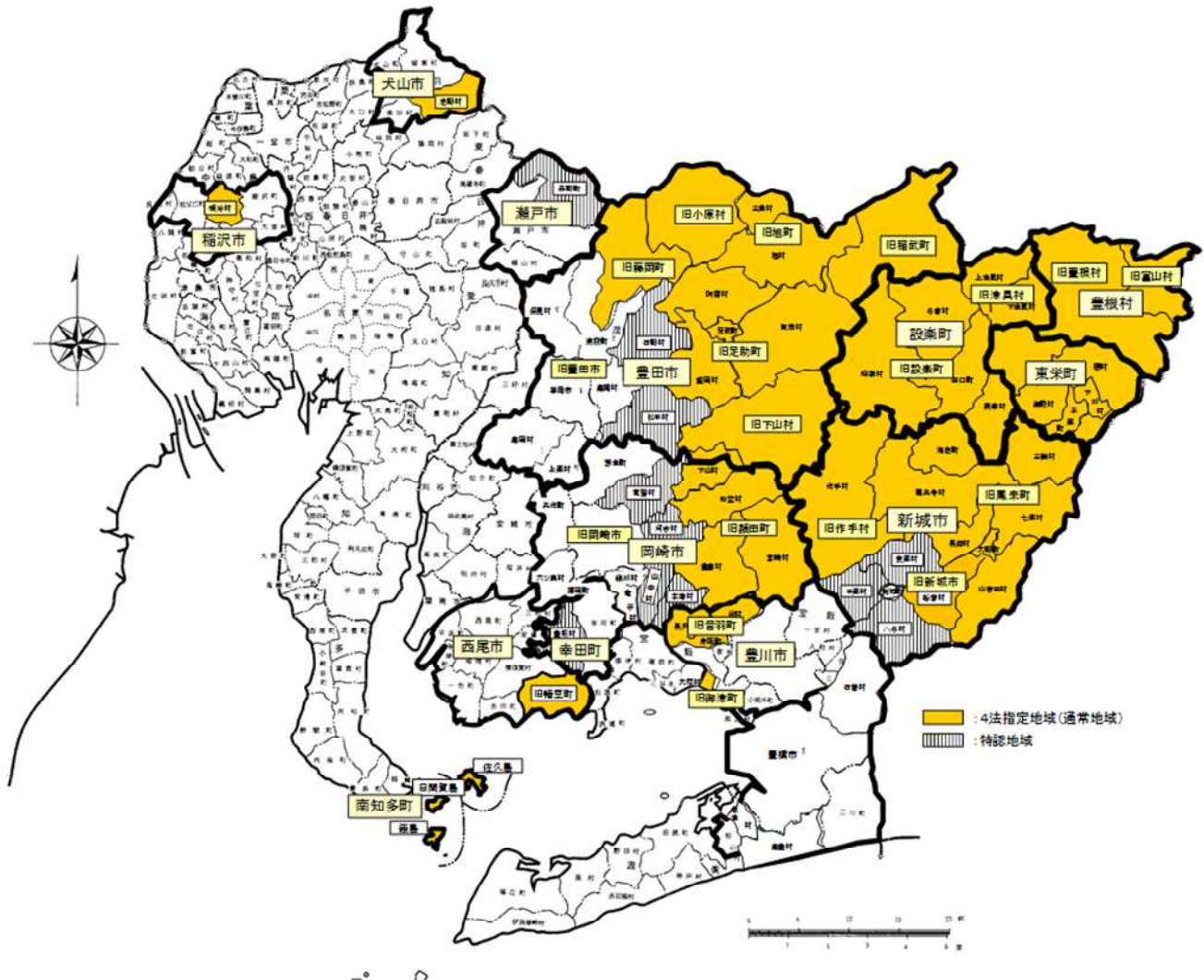


中山間地域等直接支払制度第6期(R7～11年度)対策における対象地域



○対象地域の設定

区 分	市 町 村 名
通常地域 (9市町村)	犬山市(池野村)、岡崎市(旧額田町)、西尾市(旧幡豆町)、豊田市(旧藤岡町、旧小原村、旧足助町、旧下山村、旧旭町、旧稲武町)、新城市(旧新城市(鳳来寺村、長篠村、舟着村)、旧鳳来町、旧作手村)、設楽町(全域)、東栄町(全域)、豊根村(全域)、豊川市(旧音羽町、旧御津町(大塚村))
特認地域 (5市町)	瀬戸市(品野町)、岡崎市(旧岡崎市(山中村、本宿村、河合村、常盤村))、幸田町(豊板村)、豊田市(旧豊田市(石野村、松平村))、新城市(旧新城市(東郷村、千郷村、八名村))

※ ゴシック体は実施予定市町村を示す。

※ 括弧内の市町村名は、昭和28年10月1日現在の市町村名。ただし、旧の付いた市町村名は、平成17年3月31日現在の市町村名。

※ 稲沢市(明治村)、南知多町(日間賀島、篠島)及び西尾市(佐久島)は、対象となる農用地がないため、表中に記載せず。